

湖南省例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、本市が発注する湖南省例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 概要

(1) 業務名

湖南省例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務場所

湖南省役所（西庁舎及び出先機関含む）

(3) 業務内容

湖南省例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務委託仕様書のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日から平成 35 年(2023 年) 3 月 31 日まで。ただし、運用開始日は平成 30 年 4 月 1 日とするが、本業務を受託しようとする者が湖南省例規集データベースシステムを初期段階から構築する場合においては、別途協議して決定できるものとする。（システム運用開始日の延期は、最長で平成 30 年 5 月 1 日までとする。）

(5) 提案上限額（契約期間 5 年分総額）

23,059,840 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※この金額は、見積徴収時の予定価格となるものではない。

3. 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 提案した事業内容を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基

づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 滋賀県及び湖南市において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (6) 法人及びその役員が、湖南市暴力団排除条例（平成 23 年湖南市条例第 15 号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5. スケジュール

期日	内容	備考
平成 29 年 12 月 5 日(火)	公告	市 HP・掲示板
平成 29 年 12 月 12 日(火)	質問書提出期限	電子メールで受付
平成 29 年 12 月 19 日(火)	質問書回答予定	電子メールで回答
平成 29 年 12 月 26 日(火)	提案参加届提出期限	持参又は郵送
平成 30 年 1 月中旬	提案審査会（プレゼンテーション）	湖南市役所
平成 30 年 1 月下旬	審査結果通知	郵送

6. 公告期間

平成 29 年 12 月 5 日(火)から平成 29 年 12 月 12 日(火)まで

7. 提出書類等

(1) 提出書類

本業務に関する公募型プロポーザル提出書類等一覧（別紙 1）のとおり。

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やし、複数枚にわたってもよい。

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限 平成 29 年 12 月 26 日（火）午後 5 時まで。

イ 提出方法 持参（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により、提出期限までに必着のこと。

ウ 提出先 〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目 1 番地

湖南市役所 総務課 総務・法規係

8. 質問の受付及び回答

この要領の内容に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 提出書類 湖南市例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務委託質問書（様式第 4 号）

- (2) 提出期限 平成 29 年 12 月 12 日（火）午後 5 時まで
- (3) 提出方法 電子メールによる提出のみ（soumu@city.shiga-konan.lg.jp）
 ※タイトルは「【例規執務支援業務質問】（事業者名）」とした上でメールすること。
- (4) 回答 平成 29 年 12 月 19 日（火）までに電子メールで回答する。
 ※質問等の内容について、電話で確認することがある。

9. 提案審査会及び審査結果の通知

(1) 提案審査会（プレゼンテーション）

開催日：平成 30 年 1 月中旬

（詳細については、別途通知する。）

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書をもとに説明することを主とし、必要に応じて補足するものとする。
 また、追加資料を求めることがある。

(3) 時間配分

参加者ごとに 60 分以内

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（50 分）

② 質疑応答・ヒアリング（10 分）

(4) プレゼンテーション出席者

参加者ごとに 3 人以内とする。

(5) プレゼンテーションの際の注意事項

審査会当日は、スクリーンおよび LGWAN 回線に接続できるパソコンのみ準備する。
 プロジェクターその他のものが説明に必要な場合は、参加者が用意すること。また、指定した時間に遅れた場合は、失格とする。

(6) 審査・選定方式

提出書類及びプレゼンテーションをもとに審査委員会にて総合的に評価し、最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。

(7) 審査の流れ・選定方法

審査においては、次の審査基準に基づき総合得点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者とする。ただし、参加者が 1 者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査委員会において認められれば、その参加者を最優秀提案者とする。

<審査基準>

基本的事項	参加企業の経営状況、他自治体での同種事業の実績
	プレゼンテーション能力
システム性能	システム機能及び操作性
保守及び教育体制	システムに関する保守・相談体制及び教育体制

法制執務支援体制	法制執務に関する相談体制
	法令改廃、例規整備等に関する情報提供
費用	参考見積金額

(8) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、各参加者に対して平成 30 年 1 月下旬に文書で通知する。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する不服申立ては受け付けない。

(9) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。この場合において、選定された優先交渉権者が失格となったときは、審査結果による得点順位を繰り上げる。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 同一の者が 2 つ以上の提出書類を提出した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 提出書類に不備があり、補正が困難である場合

オ 審査の公正性を害する行為があった場合

カ 参加資格に違反している場合

キ その他不正行為があった場合

10. 選定後の手続

(1) 市は、審査の結果最も優れた提案者として選定された者から見積書を徴収し、見積額が予定額の範囲内であればその者と契約を締結する。なお、見積書の提出に当たっては、提案時に提出した参考見積額を上回することは出来ないものとする。

最も優れた提案者との見積もり合わせが不調となった場合は、次順位者との見積もり合わせを行う。

(2) 契約については、5 年間（60 箇月）の複数年契約を締結するものとする。ただし、料金の支払は単年度ごとに行うものとする。

11. その他

(1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務に関するプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、参加者に返却しない。

(3) 提出された申請書類、審査結果等については、湖南省情報公開条例（平成 16 年湖南省条例第 10 号）に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として優先交渉権者の決定後、事業者名、選定結果等を公表するものとする。ただし、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報は非開示情報とする。

- (4) 提出書類の受理後の差替え、追加、削除等は原則認めない。
- (5) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。

12. 事務局

〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市総務部総務課 総務・法規係 担当：長井

電話：0748-71-2357（直通）

FAX：0748-72-3390

電子メール：soumu@city.shiga-konan.lg.jp